

No.	質問	回答
1	前年度と今年度の自販機売上実績はいただけないでしょうか。	<p>01募集要項 自動販売機設置事業者募集要項 4 入札に付する事項(2)貸付場所面積及び設置台数に記載してある入札番号①～⑤ごとにお答えします。</p> <p>・平成31年度実績          【屋内受付機】 【屋内ロビー奥】 【屋外】          ① 年間 10,457本 ③ 年間 3,993本 ⑤年間 4,839本          ② 年間 18,118本 ④ 年間 3,903本</p> <p>・令和2年度12月末現在実績          【屋内受付機】 【屋内ロビー奥】 【屋外】          ① 年間 5,842本 ③ 年間 2,278本 ⑤年間 2,336本          ② 年間 5,120本 ④ 年間 2,480本          ※②は11月末現在</p>
2	年間使用料はいくらになりますでしょうか。	<p>01募集要項 自動販売機設置事業者募集要項：3(1)①にあります使用料を4(2)の入札番号ごとにお答えします。          ①6,317円 ②5,743円 ③6,317円 ④6,317円 ⑤3,945円          ※R2年度の年間金額です。なお、固定資産評価額の更新によって若干の変動がありますので、契約時に確定します。</p> <p>尚、使用料の他に同要項(3)②売上手数料及び8(2)電気料(3)自動販売機の設置に関する全ての費用を負担いただくようになります。</p>
3	貸付面積は記載している面積で固定でしょうか。	<p>02入札説明書：1(1)自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積に記載しております面積より面積が下回るものは可能ですが、面積が上回るものは不可です。</p>
4	入札申請書の代表者氏名は本社代表者になりますでしょうか。もしくは支店の支店長印で良いでしょうか。	<p>01募集要項及び02入札説明書の入札資格要件にありますように、要件を満たした法人または個人として申請・入札をしていただく必要がありますので入札申請書の代表者氏名は本社代表者の方をお願い致します。</p>
5	本社が県外の為参加する際、委任状は必要になりますでしょうか。	<p>お手数ですが必要になります。06及び07委任状をご持参下さい。</p>
		<p>契約の期間については、お見込の通り、最長5年間で毎年度更新となります。          契約解除については、契約書(案)第13条第2項において「乙(使用者)が業務を適正に処理することができないと認められた場合は、本契約を解除する権利を有するものとする。」と、同条第2項において「前項にヒッロ(松山市)が本報</p>

6	<p>1.契約年数の件ですが、最長で令和8年3月31日まで（5年間）の契約ですが、1年単位での途中解約はできませんでしょうか。</p>	<p>めにとごは、本契約を解除することかじざるものとする。」と、同条第3項において「前項により甲（松山市）が本契約を解除した場合、甲は乙に対し本契約を解除と併せて甲が被った損害を乙に請求できるものとする。」と規定しています。</p> <p>このように、相手方の契約違反及び契約不履行以外での中途解約に関しては、条文からはその契約解除をできる権利を有しているのが、松山市のみにあることが読み取れますが、これは、当該契約の法的関係に由来しますので、ご説明いたします。</p> <p>当該契約は、地方自治法第238条の4第7項の規定による地方公共団体が行政財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において使用させるという、いわゆる行政財産の目的外使用許可に該当します。つまり、私法上の賃借関係ではなく、使用許可という行政処分として認められるものとなります。従いまして目的外使用は、公法上の関係であるため、その具体的内容は許可処分の許可条件により定められます。お尋ねの内容に関連した許可条件の一部が、契約書（案）で提示してあります第12条（契約期間）、第13条（契約解除）の規定となります。</p> <p>仮に、中途での契約解除を松山市が許可した場合でも、第13条第3項にあります「前項により甲が本契約を解除した場合、甲は乙に対し本契約を解除と併せて甲が被った損害を乙に請求できるものとする。」との規定が発動することとなります。この場合の損害をどの程度と認定するかについては、個別具体の状況にあわせて判断がなされるものになるうかと思われしますので、損害請求の可能性があるということをご承知おきいただければと思います。</p> <p>ただし、契約自体は年度ごとの更新であり、年度切替時に次年度において乙が業務を適正に処理することができない旨の申し出が甲になされたときには、更新条件である第12条の「管理運営状況を勘案して、支障がないと市長が判断する場合」とは認められないことから更新を行わないことになり、この場合は、契約期間内での効力を想定している第13条は発動しないものとし、損害請求は行わないこととなります。</p> <p>許可条件上はこのような扱いになりますが、基本的には、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを前提として許可を行う形になりますので、極力、中途解約の無いようお願いいたします。</p>
7	<p>ユニバーサルデザインのものでないと設置できないのでしょうか。</p>	<p>ユニバーサルデザインとはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方で、可能な限りご配慮をいただければと考えています。各事業者様でユニバーサルデザインにどちらかの部分が配慮されているということがカタログに記載があれば設置可能です。</p>